

健康増進施設整備・運営事業

入札説明書

令和3年（2021年）5月

西知多医療厚生組合

目 次

1	入札説明書等の位置づけ	1
2	事業の目的及び内容	2
(1)	事業の目的	2
(2)	本施設の整備方針	2
(3)	事業名称	3
(4)	事業実施場所	3
(5)	本施設等の管理者の名称	3
(6)	事業の対象範囲	3
(7)	事業方式	4
(8)	事業期間	5
(9)	事業スケジュール（予定）	5
(10)	事業期間終了時の措置	5
(11)	事業者の収入等	5
(12)	使用料等の負担	6
(13)	光熱水費の負担	7
(14)	組合による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	7
(15)	遵守すべき法制度等	7
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(1)	入札参加者の構成等	8
(2)	業務実施企業の参加資格要件	8
(3)	入札参加者の制限	10
(4)	SPC の設立等	11
(5)	参加資格要件の確認基準日	11
(6)	入札参加者の変更	12

4	事業者募集等のスケジュール	13
5	入札手続等	14
	(1) 担当窓口	14
	(2) 入札に関する手続	14
	(3) 入札参加に関する留意事項	18
	(4) 入札予定価格	20
6	入札書類の審査	21
	(1) 審査委員会	21
	(2) 審査方法	21
	(3) 審査項目等	21
7	提案に関する条件	23
	(1) 立地条件等	23
	(2) 施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件	25
	(3) 業務の委託	25
	(4) 資金計画・事業収支計画に関する条件	25
	(5) 組合の費用負担	25
	(6) 組合による事業の実施状況及びサービス水準の監視	25
	(7) 保険	26
	(8) サービス対価	26
	(9) 土地の使用	26
	(10) 組合と事業者の責任分担	26
	(11) 財務書類の提出	26
8	契約に関する事項	27
	(1) 契約手続	27
	(2) 契約の枠組み	27

(3) 契約金額.....	27
(4) 契約保証金.....	28
(5) 事業者の事業契約上の地位.....	28
9 提出書類.....	28
10 その他.....	30
(1) 事業の継続が困難となった場合の措置.....	30
(2) 金融機関と組合の協議（直接協定）.....	30

1 入札説明書等の位置づけ

東海市及び知多市（以下「両市」という。）を構成市とする西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、健康増進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を、特定事業として実施する。

この入札説明書は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して、組合が事業条件、参加手続等を説明するものである。

入札説明書に合わせ配布する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：組合が事業者に要求する具体的な設計、建設、工事監理、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集及び作成要領：提案書の作成に使用する様式等を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、組合と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

指定管理に関する年度協定書（案）：指定施設の管理に関する基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

2 事業の目的及び内容

(1) 事業の目的

組合は、現知多市清掃センターの敷地内に新しいごみ処理施設「西知多クリーンセンター」（以下「クリーンセンター」という。）の建設事業を進めている。

両市は、クリーンセンターで発生するエネルギーを活用して、両市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を目的とする温水プール等の健康増進施設（以下「本施設」という。）を、両市民の利便性を考慮して旧知多市営海浜プールの敷地内に共同して建設することを平成 27 年（2015 年）9 月に合意した。

この合意を受け、両市は、令和 5 年度（2023 年度）の本施設の完成を目指し、基本的な考え方をまとめた「東海市・知多市健康増進施設基本構想」（以下「基本構想」という。）を平成 30 年（2018 年）3 月に策定した。

基本構想策定後、両市において本施設の建設等事務を組合で実施させることを合意し、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に組合での事務を開始した。

また、両市が令和 2 年（2020 年）8 月に、本施設の建設及び維持管理の基本事項について合意した後、組合が、令和 2 年（2020 年）11 月に「西知多医療厚生組合健康増進施設整備基本計画」を策定した。

本事業は、このような背景を踏まえて、本施設の整備及び運営を行うことを目的として、PFI 法に基づき、民間の資金、経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

(2) 本施設の整備方針

本施設整備の基本方針及び基本コンセプトは次のとおりである。

ア 基本方針

「市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進」

イ 基本コンセプト

(ア) だれもが健康づくりに取り組める施設

子どもから高齢者までの幅広い世代が、温水プール等を利用して、健康づくり・体力づくりに取り組める施設を目指します。

(イ) 生涯を通じて健康づくりを続けられる施設

気軽に、楽しく、ライフステージにあった「心」と「体」の健康づくりを続けられる施設を目指します。

(ウ) 民間活力の活用による施設

民間事業者のノウハウを活用し、経済性に優れ、利便性の高い施設を目指します。

(3) 事業名称

健康増進施設整備・運営事業

(4) 事業実施場所

ア 事業用地

愛知県知多市緑町9番の一部及び10番の一部

イ 敷地面積

約12,000 m²

ウ 事業の対象となる公共施設等

健康増進施設

(5) 本施設等の管理者の名称

西知多医療厚生組合 管理者

(6) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりである。

ア 設計業務

(ア) 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査、土壌調査等）

(イ) 設計業務

(ウ) 電波障害調査業務

(エ) 本事業に伴う各種申請等の業務

(オ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設業務・工事監理業務

(ア) 建設業務

(イ) 工事監理業務

(ウ) 備品等設置業務

(エ) 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）

(オ) 電波障害対策業務

(カ) 所有権移転に係る業務

(キ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 開業準備業務

(ア) 供用開始前の広報活動及び予約受付業務

(イ) 開館式典の実施業務

(ウ) 開業準備期間中の維持管理業務

(エ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備等保守管理業務
- (ウ) 備品等保守管理業務
- (エ) 外構等維持管理業務
- (オ) 環境衛生・清掃業務
- (カ) 警備保安業務
- (キ) 修繕業務（注）
- (ク) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

注：建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、組合が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

オ 運營業務

- (ア) 統括管理業務
- (イ) 利用受付業務
- (ウ) プール運營業務
- (エ) トレーニングジム・スタジオ等運營業務
- (オ) 両市との利用調整業務
- (カ) 自主事業
- (キ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である組合が、事業者と締結する事業契約に従い、事業者が、本施設等の設計及び建設等の業務を行い、組合に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運營業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

また、本事業とは別に、本施設を利用して両市小学校（東海市 3 校、知多市 10 校）の水泳授業を実施する（以下「学校利用」という。）ことから、学校利用への支援業務（水泳指導補助及び送迎）に係る契約を各市と事業者（運営企業）で締結する予定である（本事業と学校利用の関係は別紙参照）。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和26年（2044年）3月31日までとする。

(9) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、次のとおりとする。

事業契約締結	令和4年（2022年）2月
事業期間	事業契約締結日～令和26年（2044年）3月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和6年（2024年）2月末日
開業準備期間※	事業者提案日～令和6年（2024年）3月末日
運営開始日	令和6年（2024年）4月1日
維持管理期間	施設引渡し日～令和26年（2044年）3月末日
運営期間	令和6年（2024年）4月1日～令和26年（2044年）3月末日

※開業準備期間は、令和6年2月末日以前の日付で事業者の提案する日からとする。

(10) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に組合が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を組合に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

(11) 事業者の収入等

ア 組合からのサービス対価

組合からのサービス対価は、次のとおりとする。

(ア) 設計及び建設・工事監理業務の対価

組合は、設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対して、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

(イ) 開業準備、維持管理及び運営業務の対価

組合は、本施設の開業準備、維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設利

用者から得る収入によって回収できない開業準備、維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

イ 本施設利用者から得る収入

組合は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条で準用する同法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができる。

また、本施設において、実施する自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

(ア) 利用料金等収入

事業者は、本施設において、事業者が組合の承認を受けて定める額の利用料金(駐車料金を有料とする場合の料金を含む)を徴収し、収入とすることができる。

(イ) 自動販売機の売上に係る収入

事業者は、本施設内に設置する自動販売機の売上げを収入とすることができる。

(ウ) 自主事業(各種教室等)に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業(各種教室等)を、本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができる。

(エ) 自主事業(物品販売等)に係る収入

事業者は、物販等の販売による売上げを収入とすることができる。

ウ 利用料金等収入の還元

事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、組合あるいは両市民に還元するものとする。なお、還元方法は、還元割合相当分のキャッシュバックや、市民無料参加の地域交流イベントの開催等、多様な提案を期待する。

(12) 使用料等の負担

組合は、事業者から本事業に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

(13) 光熱水費の負担

開業準備業務、維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。

なお、クリーンセンターからエネルギーの供給は行わない。

(14) 組合による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

ア 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書において示す。

イ モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、組合はモニタリングを行う。

ウ モニタリングの時期

組合が行うモニタリングは、設計時、建設時、開業準備時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

エ モニタリングの方法

モニタリングは、組合が提示する方法にしたがって組合が実施する。事業者は、組合からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

オ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、組合から事業者に対して支払われるサービス対価の算定等に反映され、要求水準書に示されるサービス水準を一定限度下回る場合には、サービス対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

(15) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、複数の企業（社団・財団法人（注）等を含む。）で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）若しくは協力企業（以下「協力企業」という。）とし、参加表明書において明記すること。なお、協力企業とは、代表企業及び構成企業が業務に当たらない場合に、当該業務を実施させる企業とする。

注：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）に定める法人。

イ 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び全構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。

エ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50% 未満とする。

オ 組合は、両市内に本店を置く企業が入札参加グループとして本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、組合の令和 2・3 年度（2020・2021 年度）入札参加資格者名簿に登録されており、かつ各業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。なお、両市へ提出された入札参加資格審査申請書は、組合に提出されたものとみなし、両市の入札参加資格者名簿を合わせた名簿を組合の名簿とみなしている。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ次に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、次に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成16年（2004年）4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延床面積3,000㎡以上のスポーツ施設の実施設計業務を完了した実績を有していること。

イ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、次に示す(ア)～(ウ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 入札参加資格者名簿において、登録業種が建築工事（建築一式工事）、格付けがAランクかつ総合評定値が1,200点以上、建設業許可区分が特定建設業者であること。

(イ) 平成16年（2004年）4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延床面積3,000㎡以上の官公庁が発注した公共施設等の建築一式工事を元請（共同企業体にあつては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

(ウ) 両市のいずれかに本店があること。

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、次に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 建築士法第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成16年（2004年）4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設又は延床面積3,000㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績を有していること。

エ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、次に示す(ア)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 平成16年(2004年)4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について3年以上の維持管理業務の実績を有していること。

オ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、次に示す要件を満たさなければならない。なお、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、次に示す(ア)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 平成16年(2004年)4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について3年以上の運営業務の実績を有していること。

(3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 両市のいずれかから指名停止措置を受けている者
- イ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
- ウ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
- カ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- キ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条による破産の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条による破産の申立てを含む。)がなされている者
- ク 東海市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)又は知多市暴力団排除条例(平成23年条例第16号)の措置要件に該当すると認められる者
- ケ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の

- 規定に該当する者。
- コ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- サ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- シ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ス PFI 法第 9 条各号のいずれにも該当しない者
- セ 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託した次に示す者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
- ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
- ソ 6 (1) に記載の事業者選定審査会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- タ 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。また、入札参加者のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業と資本面又は人事面において関連がある者。ただし、組合が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

(4) SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を知多市内に設立すること。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により組合の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、

事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと組合が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

4 事業者募集等のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和3年（2021年） 5月18日（火）	入札の公告、入札説明書等の公表
5月25日（火）	事業予定地に関する現地見学会の開催
5月28日（金）	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
6月7日（月） 6月8日（火）	入札説明書等に関する第1回個別対話
6月下旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表 入札説明書等に関する第1回個別対話結果の公表
7月9日（金）	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
8月上旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
8月20日（金）	参加表明書及び資格審査書類の受付締切
8月30日（月） 8月31日（火）	入札説明書等に関する第2回個別対話
9月上旬	資格審査結果の通知
9月中旬	入札説明書等に関する第2回個別対話結果の公表
10月1日（金）	入札及び提案に係る書類の受付締切
11月中旬	事業者のプレゼンテーション及びヒアリング
11月下旬	落札者の決定及び公表
12月下旬	基本協定の締結
令和4年（2022年） 1月下旬	事業契約仮契約の締結
2月以降	事業契約本契約の締結

5 入札手続等

(1) 担当窓口

入札手続に関する組合の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り次の窓口とする。

西知多医療厚生組合 総務部 建設課

住 所：〒478-0006 愛知県知多市三反田3丁目1-2

電 話：0562-32-1597（代表）

FAX：0562-33-7207

E-mail：kenkou@nishichita-aichi.or.jp

組合ホームページアドレス

<http://www.nishichita-aichi.or.jp/kenkou/index.html>

(2) 入札に関する手続

ア 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和3年（2021年）5月18日（火）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を組合ホームページ上で公表する。

（組合ホームページアドレス

<http://www.nishichita-aichi.or.jp/kenkou/index.html>）

イ 事業予定地に関する現地見学会

組合は、次のとおり現地見学会を開催する。なお、新型コロナウイルス感染症への対策の観点から、組合が指定したグループごとに見学を行うこととし、各グループの見学時間は1時間以内とする。

(ア) 開催日時：令和3年（2021年）5月25日（火）午前10時から午後5時までの間で、各グループに対して組合が指定した時間

(イ) 開催場所：事業予定地

(ウ) 参加対象者：原則として、令和3年（2021年）3月9日（火）に開催した現地見学会に参加していない事業者。（現地の状況は、令和3年3月9日時点と変更はない。）

(エ) 受付期間：入札説明書等公表日から5月24日（月）正午まで

(オ) 受付方法：様式集「様式4-1 事業予定地に関する現地説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、上記5(1)の担当窓口にてEメールにより提出すること。

ウ 資料の閲覧及び貸出し

要求水準書の閲覧資料の閲覧及び貸出しを、次のとおり行う。閲覧又は借受けを希望する者は、事前に5(1)の担当窓口にて連絡すること。

- (ア) 閲 覧 期 間：令和 3 年（2021 年）9 月 28 日（火）まで
（閉庁日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
- (イ) 閲 覧 場 所：5 (1) の担当窓口
- (ウ) 資料の貸出し：DVD にて貸出す。希望者は、様式集「様式 4 - 2 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。

エ 入札説明書等に関する第 1 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (カ) 受付期間：入札説明書等公表日から 5 月 28 日（金）午後 5 時まで
- (キ) 受付方法：様式集「様式 4 - 3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、5 (1) の担当窓口にて E メールにより提出すること。
- (ク) 回 答：令和 3 年（2021 年）6 月下旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

オ 入札説明書等に関する第 1 回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、組合と事業者との個別対話を実施する。

- (ア) 開 催 日 時：令和 3 年（2021 年）6 月 7 日（月）及び 8 日（火）
- (イ) 開 催 場 所：西知多医療厚生組合
- (ウ) 参 加 資 格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は 6 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で 12 名以内とする。
- (エ) 申 込 方 法：様式集「様式 4 - 4 個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和 3 年（2021 年）5 月 28 日（金）午後 5 時までに、5 (1) の担当窓口にて E メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- (オ) 公 表 等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、6 月下旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

カ 入札説明書等に関する第 2 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間：第1回質問への回答の日から7月9日（金）午後5時まで
- (イ) 受付方法：様式集「様式4-3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、5(1)の担当窓口にてEメールにより提出すること。
- (ウ) 回答：令和3年（2021年）8月上旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

キ 入札説明書等に関する第2回個別対話

事業者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、本施設の整備方針に沿った事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝えることを目的として、組合と事業者との個別対話を実施する。

なお、提案施設の構想がある場合は、本個別対話において、施設配置及び諸室配置のイメージが分かる資料と合わせて組合に提示すること。

- (ア) 開催日時：令和3年（2021年）8月30日（月）及び31日（火）
- (イ) 開催場所：西知多医療厚生組合
- (ウ) 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は6名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で12名以内とする。
- (エ) 申込方法：様式集「様式4-4 個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和3年（2021年）8月20日（金）午後5時までに、5(1)の担当窓口にてEメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- (オ) 公表等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、9月中旬に組合ホームページにおいて公表する予定である。

ク 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を次の期間に提出すること。参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- (ア) 受付期間：令和3年（2021年）8月17日（火）から令和3年（2021年）8月20日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- (イ) 提出場所：5(1)の担当窓口
- (ウ) 提出方法：持参すること。
- (エ) 提出書類：9 提出書類を参照(様式集「I. 入札参加資格審査」)
- (オ) 提出部数：2部
- (カ) 参加資格審査：提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の資格等が組合の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (キ) 結果通知：入札参加資格審査結果は、書面により令和3年(2021年)9月10日(金)までに随時郵送する。

ケ 事業提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

事業提案審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。

- (ア) 受付期間：令和3年(2021年)9月28日(火)から令和3年(2021年)10月1日(金)までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- (イ) 提出場所：5(1)の担当窓口
- (ウ) 提出方法：持参すること。
- (エ) 提出書類：9 提出書類を参照(様式集「II. 事業提案審査」)
- (オ) 提出部数：正本1部及び副本9部

なお、入札を辞退する者は、様式集「様式3-1 入札辞退届」を、令和3年(2021年)9月21日(火)までに、5(1)の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。また、入札辞退の撤回はできないものとする。

コ 入札の手順

- (ア) 入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。
- (イ) 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された事業提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (ウ) 事業提案審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- (エ) 開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとする。
 - a 開札日時：令和3年(2021年)11月中旬(予定)
 - b 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する。
- (オ) 入札書に記載する入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除

く価格を記載すること。入札価格が、組合の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。また、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が、5(4)において定める額を超えている場合も、同様に失格とする。なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合でも、再度入札(2回目)は行わない。

(カ) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。(落札者決定基準を参照)。

(キ) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和3年(2021年)11月下旬までに決定通知を行う。

サ ヒアリング等の実施

組合は、入札参加者に対し、令和3年(2021年)11月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。

(3) 入札参加に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は免除する。

エ 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

オ 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、組合は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、組合が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

カ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

キ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。
なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

ク 組合からの提示資料の取扱い

組合が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ケ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア) 入札参加者の備えるべき参加資格のない者がしたもの
- (イ) 入札価格のないもの
- (ウ) 入札参加者が明瞭でないもの又は入札価格を判読できないもの
- (エ) 入札参加者の記名押印がないもの又は住所の記載のないもの
- (オ) 入札価格を訂正したもの
- (カ) 虚偽の記載があるもの
- (キ) 1つの入札について同一の者から2つ以上の入札書類が提出されたもの
- (ク) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかったもの
- (ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められるもの
- (コ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められるもの
- (サ) 予定価格を上回る価格を提示したもの
- (シ) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (ス) その他入札に関する条件に違反したもの

コ 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(4) 入札予定価格

事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」、「②開業準備業務のサービス対価」、「③維持管理及び運営業務のサービス対価」からなるサービス対価の予定価格（入札書比較価格）は、3,093,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。なお、消費税及び地方消費税相当額を加えた額は、3,388,380,000円を超えないこと。

6 入札書類の審査

(1) 審査会

事業者の選定に当たり、組合に学識経験者等で構成する「西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

審査会の委員は、次のとおりである。

(敬称略)

役職	氏名	所属等
会長	山本 秀人	日本福祉大学 執行役員、教育・心理学部教授
職務代理者	杉戸 厚吉	一般社団法人地域問題研究所 理事
委員	中山 徳良	名古屋市立大学 学長補佐、大学院経済学研究科教授
委員	佐治 錦三	西知多医療厚生組合副管理者（東海市副市長）
委員	立川 泰造	西知多医療厚生組合副管理者（知多市副市長）

(2) 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び事業提案審査により行う。提案内容及び入札価格を総合的に評価（以下、両者の評価点の合算値を「総合評価点」という。）し、最も優れた提案（以下「最優秀提案」という。）を行った者を選定する。

ただし、総合評価点と同点の入札参加者がいる場合は、非価格要素点が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、非価格要素点も同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせて順位を決定する。くじを引く順番は、入札参加資格審査申込書を提出した順とする。当該入札参加者が不在等の理由により、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない組合職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

(3) 審査項目等

審査項目は、次のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

入札参加資格審査	入札参加者の資格審査
事業提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 開業準備業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

ア 落札者の決定

組合は、事業提案審査の結果に基づいて選定された最優秀提案者を踏まえ、落札者を決定する。

イ 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

(1) 立地条件等

ア 事業予定地の前提条件

本施設は旧知多市営海浜プール敷地（21,806 m²）の一部に整備を予定している。事業予定地の概要は次のとおりである。

表 7-2 事業予定地の概要

所在地	愛知県知多市緑町9番の一部及び10番の一部
敷地面積	約12,000 m ²
土地所有者	知多市（組合が使用貸借により使用）
用途地域等	市街化区域（近隣商業地域・緑町北部地区計画） ※事業予定地は都市計画法（昭和43年法律第100号）における都市施設（公園）であり、場合により同法第54条に適合する整備が求められる可能性がある。
建ぺい率	80%
容積率	200%
防火地域・準防火地域	準防火地域
日影規制	対象建物：高さ10m超の建築物／測定位置 平均地盤面から4m 規制時間：敷地境界線から5m：5時間 敷地境界線から10m：3時間
接道道路	西側：市道10114号線（幅員約11.8m） 北側：市道10114号線（幅員約11.8m）
インフラ整備状況	給水：北側市道東70mまでφ150管敷設 污水排水：北側にφ250敷設（解体予定）、 南側にφ200敷設 都市ガス：旧知多市営海浜プールの南側通路に低圧ガス管敷設、東側200mの堀切西交差点まで中圧Bガス管敷設 その他：電気（高圧）及び電話（NTT）は旧知多市営海浜プールの南側通路から引き込みあり
交通アクセス	・名鉄常滑線「寺本駅」下車徒歩約7分 ・名鉄常滑線「朝倉駅」下車徒歩約15分
その他	・津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県告示）指定なし ・高潮浸水想定（令和3年3月30日愛知県設定） 最大浸水深0～0.5m ・浸水実績（知多市ハザードマップ（浸水実績図））なし

イ 既存施設の解体

既存施設は、事業予定地東側を含め、現存する施設、設備等を解体し、更地にして事業者を引き渡す想定をしている。既設杭等についても、解体工事にて撤去する予定であるが、撤去できないものが残置する可能性があるため、本施設の設計においては、既存施設の図面（閲覧資料1「海浜プール既存図面」参照）を踏まえ、基礎の設計を行うこと。撤去が困難な杭等の埋設物は、解体工事後に、推定される位置、深さ、大きさ等を示す。

なお、上記に係る事項は、通常想定される地中埋設物等とし、これらに伴う設計変更は、契約変更の対象としない。

ウ 施設要件

本施設の基本構成は次のとおりである。なお、施設規模は延床面積3,110㎡以上を条件とし、施設構成、諸室面積、設計要件、ユニバーサルデザイン対応等の詳細については、要求水準書に提示する。

表 7-2 本施設 施設要件

区分	ゾーン	諸室等
必須施設	① プールゾーン	プール、プールサイド、器具庫、監視室・救護室
	② トレーニングジム・スタジオゾーン	トレーニングジム、スタジオ（兼）講義室
	③ エントランスゾーン	エントランス、飲食・休憩スペース
	④ 更衣室ゾーン	一般用更衣室、多目的更衣室、スクール用更衣室
	⑤ 管理ゾーン	受付・事務室、機械室
	⑥ その他	廊下、観覧スペース、トイレ（男・女、多目的）、授乳室等
	⑦ 外構	駐車場、駐輪場、植栽、サイン
提案施設	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設	※設置を義務付けるものではない （例）採暖室、ジャグジー、サウナ、露天風呂、売店

(2) 施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、「2(6)事業の対象範囲」で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

(3) 業務の委託

事業者は、事前に組合の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせることはできない。また、事前に組合の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。組合は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(4) 資金計画・事業収支計画に関する条件

ア サービス対価は、本施設引渡し後から事業期間終了までに年4回の割賦方式による元利均等払いとして計画すること(全80回)。割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、その支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。なお、提案書の提出時に使用する基準金利は0.301%とすること。

イ 開業準備業務のサービス対価は、開業準備業務終了後の一括払いとして計画すること。

ウ 維持管理業務のサービス対価のうち、修繕費は年間4,000千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を均等払いとして計画すること。

(5) 組合の費用負担

次の費用については、組合が費用負担するものとする。

ア 大規模修繕費

イ モニタリングに係る費用(事業者側に発生する費用を除く。)

(6) 組合による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款(案)別紙2による。

(7) 保険

事業契約約款（案）別紙 3 による。

(8) サービス対価

事業契約約款（案）別紙 4、別紙 5 による。

(9) 土地の使用

本事業の事業用地は組合が知多市から使用貸借することから、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、事業用地を無償で使用することができる。

(10) 組合と事業者の責任分担

ア 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、組合がその全て又は一部を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

組合と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(11) 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを組合に提出し、組合に監査報告を行うこと。

8 契約に関する事項

(1) 契約手続

ア 契約の条件

組合と落札者は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、PFI 法第 12 条の規定により、議会の議決を要するので、当該仮契約は、議会での当該仮契約の締結に係る議案の議決を経て本契約となる。ただし、組合は、当該議案が議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

イ 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が「3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結せず、又は解除することがある。

(2) 契約の枠組み

ア 対象者

SPC

イ 締結時期及び事業期間

事業契約仮契約 令和 4 年（2022 年）1 月下旬

議会の議決 令和 4 年（2022 年）2 月（予定）

事業期間は、事業契約締結日より令和 26 年（2044 年）3 月末日までとする。

ウ 事業契約の概要

事業者が組合を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、組合の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運營業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に消費税及び地方消費税等相当額を加算した金額とする。

(4) 契約保証金

事業契約約款（案）第 37 条、第 49 条、及び第 68 条に基づくものとする。

(5) 事業者の事業契約上の地位

組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、組合の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

9 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集及び作成要領を参照のこと。

ア 入札参加資格審査

○ 参加表明書	
・ 参加表明書	(様式 1-1)
○ 入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 資格審査申請書	(様式 2-1)
・ 設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-2)
・ 建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-3)
・ 工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-4)
・ 維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-5)
・ 運營業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-6)
・ 入札参加グループ構成表及び役割分担表	(様式 2-7)
・ 委任状（構成企業→代表企業）	(様式 2-8)
・ 委任状（代表企業用）	(様式 2-9)
・ 事業実施体制	(様式 2-10)
・ 会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 納税証明書その 3 の 3（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
○ その他	
・ 入札辞退届（辞退する場合のみ）	(様式 3-1)

イ 事業提案審査

○ 事業提案審査に関する提出書類	
・ 事業提案審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加グループ構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書 (別表含む)	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する誓約書	(様式 A-5)
○ 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～5)
・ 建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～2)
・ 開業準備業務に関する事項	(様式 E-1～2)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 F-1～4)
・ 運営業務に関する事項	(様式 G-1～5)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 H-1～3)
・ 計画図面等提案書類	(様式 I-1～21)
・ 事業収支等提案書類	(様式 J-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 K-1～3)
・ 事業スケジュール	(様式 L-1)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 M-1)

10 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、組合は、事業契約を解除することができる。

(ウ) (ア)及び(イ)により事業契約が解約された場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。

(イ) (ア)により事業契約が解約された場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

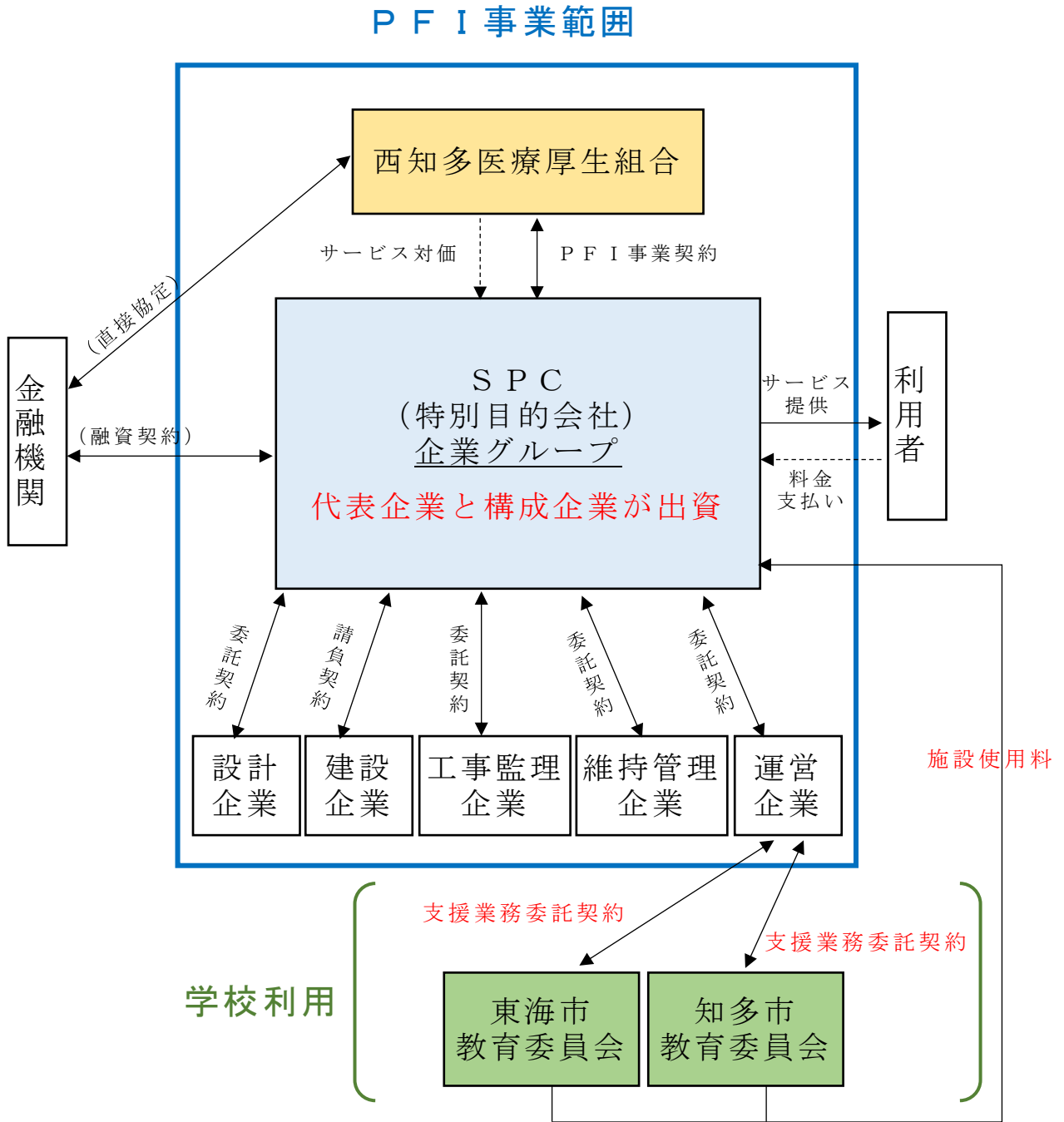
不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、組合又は事業者は、事業契約を解約することができる。

(2) 金融機関と組合の協議（直接協定）

組合は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

【別紙】

＜本事業と学校利用の関係＞



※学校利用は現時点の想定であり、契約形態等は今後の両市教育委員会との協議による。